

## 「デジタルの日」ロゴマーク等使用規約

制定令和4年5月27日

### 1. 目的

「デジタルの日」が、社会全体でデジタルについて振り返り、体験し、見直し、共有し合える定期的な機会となるよう「デジタルの日」について、消費者及び事業者からの識別性を向上させ、取組の推進を図るとともに、情報発信を行うことを目的として定める「デジタルの日」ロゴマーク（ロゴマークを使用したバナー等も含む。以下「本ロゴマーク」という。）を適正に使用するため、この使用規約（以下「本規約」という。）を定める。

### 2. 本ロゴマークの使用承認

- (1) 本ロゴマークは、管理者（デジタル庁）に無断で使用することはできない。
- (2) 管理者は、本ロゴマークの使用に関し、管理者が承認する「デジタルの日」事務局（以下「事務局」という。）に事務を委任することができる。
- (3) 本ロゴマークの使用について事務局から承認された者（通常使用権者。以下「使用者」という。）は、本ロゴマークを、本規約に則り「デジタルの日」の周知・普及を図るために実施する広報活動において使用することができる。広報活動には、①ウェブサイト、SNS、動画、カタログ、出版物等への掲載、②展示会や売り場でのPOP掲示等が含まれる。使用者は、他人に、本ロゴマークの使用権を再許諾又は譲渡等することはできない。

### 3. 使用の禁止・制限

- (1) 次の各項のいずれかに該当する場合は、いかなる場合も本ロゴマークを使用することはできない。
  - ・ 公序良俗に反するものに使用すること
  - ・ 法令及び規則等に違反するものに使用すること
  - ・ 特定の商品又はサービスの性能又は品質を示すものとして使用すること
  - ・ 特定の商品名、サービス名又はブランド名等として使用すること。もし本ロゴマークと特定の商品名、サービス名又はブランド名等とを近接又は並列して表示する場合は、これらを明確に区分して、消費者が誤認しないようにしなければならない。
  - ・ デジタル庁および事務局の信用を損なうと判断される使い方をすること
  - ・ 特定の個人や団体、その活動を批判、侮辱するような使い方をすること
  - ・ 提供する商品、サービス等をデジタル庁および事務局が推奨・担保・証明すると見える使い方をすること
  - ・ 本規約に反して使用すること

- ・その他我が国のデジタル化に資する取組でないものとして管理者が判断すること
- (2) 本ロゴマークと誤認される類似のマークは、使用してはならない。
- (3) 本ロゴマークの使用に関する解釈の権限は、管理者に属するものとする。
- (4) 本ロゴマークを使用した表現・表示について、使用者は、その責任で、関係法令等を遵守のうえ、十分に留意するものとする。使用に関するクレーム等については、管理者及び事務局は一切責任を負わない。また、クレーム等が発生した場合は当事者間にて解決すること。
- (5) 使用者は、本ロゴマーク及び類似のマークを、管理者の事前の許諾なく、いかなる国・地域においても、商標出願、著作権登録申請等してはならない。
- (6) 使用者は、本ロゴマークの使用にあたっては、本規約に定める規定のほか、本ロゴマークのデザイン等に関するガイドラインを遵守しなければならない。また、本ロゴマークは、色、縦横比含め、変更して使用することはできない。

#### 4. 使用申請方法

- (1) 本ロゴマークの使用を希望する者は、管理者又は事務局の管理するホームページ上で案内する「デジタルの日」賛同企業・団体参加申請により管理者又は事務局あてに、申請するものとする。

なお、当該申請により提出した使用者の情報及び使用者が本ロゴマークを活用して実施する取組の内容については、管理者及び事務局にてホームページへの掲載を含む情報発信等に活用することができる。

- (2) 管理者ならびに事務局は、申請内容を確認し、ロゴマーク使用承認の通知を行う。
- (3) 管理者ならびに事務局は、本ロゴマークの使用にあたって必要に応じて条件を付すことができる。また、本ロゴマークの使用承認を受けた者が、本規約に違反したと判断した場合には、是正のための措置及び使用承認の取消しを、遡及的又は非遡及的に行うことができる。

#### 5. 本ロゴマーク申請内容の変更

使用者が、本ロゴマーク使用について申請した内容を変更しようとするときは、変更の内容を事務局に申し出ることとし、使用に関する再確認を受けなければならない。なお、変更の申し出内容によっては、使用承認を取り消す場合がある。

#### 6. 本ロゴマーク使用の廃止

使用者が、使用期間中に本ロゴマークの使用を止めたときは、使用廃止の旨を事務局に申し出なければならない。なお、使用廃止を申し出た場合は、以降、ロゴマーク等の使用はできないものとする。

## 7. 使用申請の除外

関係府省庁、地方公共団体、教育機関及び研究開発機関が、本ロゴマーク使用の目的に沿った使用及び普及活動を行う場合、又は報道関係機関が報道目的に使用する場合には、本規約に定める使用申請及び使用承認の手続を省略することができる。

## 8. 使用料

使用者は、本ロゴマークを無償で使用することができる。

## 9. 遵守事項

- (1) 使用者は、関係法規を遵守するとともに、本ロゴマークの使用マニュアルを遵守し、本ロゴマークの機能と品位を損なうことのないよう努めるものとする。
- (2) 本ロゴマークの使用にあたって要する費用の一切は、第三者との係争、審判、訴訟等について要した費用を含め、使用者が負担するものとする。
- (3) 使用者は、本ロゴマーク使用に起因して第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負うものとし、当事者間にて解決すること。管理者及び事務局はこれに一切関知しない。
- (4) 使用者は、事務局から要請がある場合は、本ロゴマークの使用実態の報告等を行わなければならない。

## 10. 使用期間

本ロゴマークを使用できる期間は、原則として、本ロゴマークの使用承認日から令和4年10月31日まで、もしくは、同日以降、当該ロゴマークが付された、令和4年10月31日までに実施する取組等に関連する物品・サービス等の提供・撤去等に要する合理的な日までとする。

## 11. その他

いかなる場合にあっても、管理者ならびに事務局は、使用者が本規約に違反した場合やその他不適当と認める場合には、本ロゴマークの使用承認を取り消し、又は使用の中止を要求することができる。管理者ならびに事務局は、使用承認の取消し、又は使用中止の要求に起因する損失補償について一切の責任を負わない。

本規約の解釈その他疑義は、管理者が決定する。

## 12. 施行日

本規約は令和4年5月27日から施行する。管理者は、本規約の適用の状況に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

### 13. 規約の変更

管理者が本規約を更新し、使用条件を変更した場合は、既に承認を行った利用に関しても変更後の本規約及び使用条件を適用する。